

議案第 22 号

杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月4日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

使用料のキャッシュレス決済の導入に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立社会教育センター条例施行規則（平成元年杉並区教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「第 3 項中「利用料金」とあるのは「使用料」を「第 3 項中「利用料金の」とあるのは「使用料の」に、「指定管理者が」とあるのは「教育委員会が」」を「、「使用者は、指定管理者が指定したときまでに利用料金」とあるのは「使用者が、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者に使用者が使用料の納付を委託したときは当該指定納付受託者が、それぞれ教育委員会が指定した日までに使用料」」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 16 日から施行する。

杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(使用料の徴収に関する準用規定) 第17条 第8条の2、第9条及び第11条並びに第5号様式及び第6号様式の規定は、条例第18条第2項の規定により教育委員会が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、第8条（見出しを含む。）並びに第8条の2の見出し及び同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「指定管理者（条例第15条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」とあるのは「教育委員会」と、「使用者は、指定管理者が指定したときまでに利用料金」とあるのは「使用者が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に使用者が使用料の納付を委託したときは当該指定納付受託者が、それぞれ教育委員会が指定した日までに使用料」と、第9条の見出し及び同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項第6号中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第3項中「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「利用料金減額・免除申請書」とあるのは「使用料減額・免除申請書」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第11条の見出し及び同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項第2号及び同項第4号から第7号までの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「使用承認取消申請書兼利用料金還付請求書」とあるのは「使用承認取消申請書兼使用料還付請求書」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、別表第2中「利用料金」とあるのは「使用料」とし、使用料減額・免除申請書及び使用承認取消申請書兼使用料還付請求書の様式については、利用料金減額・免除申請書及び使用承認取消申請書兼利用料金還付請求書にそれぞれ所要の調整を加えたものとする。	(使用料の徴収に関する準用規定) 第17条 第8条の2、第9条及び第11条並びに第5号様式及び第6号様式の規定は、条例第18条第2項の規定により教育委員会が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、第8条（見出しを含む。）並びに第8条の2の見出し及び同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者（条例第15条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」とあるのは「教育委員会」と、「指定管理者が」とあるのは「教育委員会が」と と、第9条の見出し及び同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項第6号中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第3項中「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「利用料金減額・免除申請書」とあるのは「使用料減額・免除申請書」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第11条の見出し及び同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項第2号及び同項第4号から第7号までの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「使用承認取消申請書兼利用料金還付請求書」とあるのは「使用承認取消申請書兼使用料還付請求書」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、別表第2中「利用料金」とあるのは「使用料」とし、使用料減額・免除申請書及び使用承認取消申請書兼使用料還付請求書の様式については、利用料金減額・免除申請書及び使用承認取消申請書兼利用料金還付請求書にそれぞれ所要の調整を加えたものとする。